

○宮島部会長

ほかにどうぞ。今日は実は、大臣もお呼びしておりません。要するに今日、まだ議論が残ればということも私たちは考えておまして、むしろ最善の与えられた中では努力したつもりでございますけれども。大澤委員、どうぞ。

○大澤委員

21ページの短時間労働者への厚生年金の適用拡大の最後のパラグラフについてです。「年金給付については、負担を一般の被保険者よりも軽減したものとするのであれば」云々という箇所がございます。その上の上のパラグラフに「標準報酬の下限（月額98,000円）を引き下げて適用することが適当である」と書かれておりますが、標準報酬の下限を引き下げるということは応能負担の原則にかなうもので、**「負担を一般の被保険者よりも軽減したものとする」ということを意味するわけではないと思うので、むしろ負担を一般の被保険者よりも軽減するということは「経過措置等一定の配慮」というところを指しているのかどうか、そのところが相互に何を意味していて、そのところの整合性ということなのですが、いかがでしょうか。**

○木倉課長

負担については9万8,000円を引き下げて適用することが適当であるというのは、4、5月のこの審議会で、現在の通常の方々について、標準報酬下限9万8,000円で適用しているところ、実際には低い賃金の方も多いという中で、**どういう水準で適用するべきかについて、A、B、Cという3パターンを置いて御議論をいただいたわけでございます。そのときの議論としては全く普通の働き方の人と同じような9万8,000円をそのまま適用するというよりも、短時間の方について例えば、特例的な、より低い標準報酬的なものをつくっての適用が適当ではないかという御意見だったろうということ、このような表現をまずさせていただいております。**

その上で、あの上には7万とか5万というような例をC案という形で見ていただきました。より低い標準報酬、応能負担で勿論原則的にはカバーをしあっていくことは、厚生年金の考え方としては当然だということですが、**現行の標準報酬の下限であります9万8,000円よりも、更に引き下げての適用ということで考えていく場合には、例えば、被扶養配偶者が当然いるという考え方はいかなものかということ、本人だけの給付設計にする、あるいは、その場合でも1号の方との比較等から、2階の部分より1階の部分については少し小さ目な給付の設計にするというような調整をした方が望ましいのではないかというような案でした。これについても、応能負担の範囲内であっても、少し調整すべきではないかという御意見を、その後もメモ等で多くいただきましたので、このような表現をさせていただきました。「経過措置等一定の配慮」につきましては、まず週20時間以上で適用すべきか、年間の賃金65万以上で適応すべきかという御議論のときに、仮に適用するとしても経過的な配慮が必要ではないかという御意見があったことを記載させていただきました。わかりにくくて申し訳ございません。**

○宮島部会長

それでは、ほかの方、小島委員、どうぞ。

○小島委員

全体的な意見書の内容。それとこれまでの論議を通じて4点ほど意見を述べたいと思います。

まず第1点は、前回、幾つかこの原案についての発言をしましたので、それについてはかなりの部分が文章の中に活かされたということで、部会長を始め部会長代理の御努力に大変、敬意を表したいと思います。必ずしも前回、私が発言した内容、あるいはその後、文章、メモで渡した内容が明確に盛り込まれているということではありませんけれども、そのことをまず1点、発言したいと思います。

2つ目は、今回の意見書の中でも国庫負担割合の2分の1への引上げが次の年金改正の最大の課題であるということでは一致したということで明記をされており、私もまさにそうだと思っております。そうは言っても、現在の置かれている国民年金の未納・未加入、言わば空洞化問題というのが、抜本的に解決するということではないと思っております。その意味では、基礎年金の在り方について、私どもは税方式へ転換するべきだという主張をしておりましたけれども、この年金制度の体系の在り方については各論が併記されたというところにとどまっておりますので、言わば、まだ議論が不足、あるいは不十分であったのではないかと思っております。

さらに、年金の積立金の規模の問題、あるいは運用の在り方についても、必ずしもまだ十分な議論がされていなかったと思います。特に、先ほど御説明がありました大臣試案の中で、積立金の保有規模の在り方として、従来の永久維持方式と有限均衡方式というような2つの考え方が示されておりますけれども、それについても必ずしもこの部会としては議論がされてなかったというようなところでもありますので、その点についても議論がまだまだ不足しているのではないかというふうに思っております。

女性と年金に関しても、第3号被保険者制度については縮小の方向が示されましたし、あるいは遺族年金についても今後縮小、限定していくという方向は示されております。さらに、離婚時の年金分割についても一定の方向が示されるということではありますが、具体的にはまだまだそこは詰まった議論になっていないと思いますので、その辺についてもまだまだ議論不足ではないかというふうに思っております。そういう意味では、まだ今回の年金部会を通じて、残された課題は多いと感じております。

次の3つ目、特に私どもが強調した点でありますけれども、給付と負担に関わる問題であります。今回の意見書の中では保険料水準固定、給付水準自動調整の仕組みが適当ということですが、ここについては私どもが発言した、その新たな方式は導入すべきでないという表現が付記されており、反対意見が出されております。改めて、新たな保険料水準固定、給付水準自動調整方式を入れる必要はないということを、発言しておきたいと思っております。単に、給付水準が引き下げられるから反対だと言っているわけではありません。やはり、これまで議論されていることをそのまま実行しますと、中小労働者の低い年金、あるいは単身女性の低い年金、障害年金なども一律に引き下げられるというような問題が出てきますので、そういう観点から新たな水準引き下げにつながる仕組みは導入すべきでないという意見を述べてきたところであります。これに対して、私どもは、対案として、基礎年金を税方式化することで空洞化を解消すれば、現在の給付水準を維持したとしても厚生年金保険料は15%程度で可能であるということも発言をしてきたところであります。

4つ目に最後になりますけれども、そういう意見も含めまして、意見書の8ページの中には、「今後、これらについて議論を更に積み重ね、国民的合意の下に実現を図ることは」ということで、これからの論議を通じて、更に国民的な合意が必要だという旨が記されてありますので、この意見書を踏まえて厚生労働省が改正案をとりまとめ年末には政府案決定ということになるかと思っておりますけれども、そのまでの間に更に国民的な論議を行う場を持っていただきたいと思っております。これまでも全国各地で年金対話集会ということも行ってきておりますので、厚生労働省案がまとまりましたら、それらを基に国民的な論議を行うべきだというふうに思っております。

それとの関係で、この年金部会、あるいは社会保障審議会は従来の審議会と違いまして、最終的な改正法案についての諮問、答申ということは必ずしも必要ないということでもありますので、今後、厚生労働省案、あるいは政府案が固まりましたら、それについての論議をする場を年金部会、あるいは社会保障審議会で行うべきだと思っております。その意見を述べまして、一応4点ほど意見を述べさせていただきます。

○宮島部会長

今の小島委員の意見は議事録にしっかりとどめさせていただきます。小島委員が最後に発言されたことに関し、審議会のやり方が変わったこともあって、今後、内閣の最終的な改正案というような形になる中で、今後年金部会が具体的に何をするのかということをし、局長なり審議官の方から何かありましたらお願いします。

○吉武年金局長

年金部会で16年度の年金制度改革に向けて、ずっと御議論をいただいて、それで今日こういう形で意見書のとりまとめについて御努力いただいているわけですが、この前、厚生労働大臣試案を大臣の方から御説明申し上げたときにも、大臣は試案もある意味で一つのたたき台だというお気持ちであります。先ほどの小島委員のお話にありました、例えば、有限均衡方式、あるいは永久均衡方式ということについても、これから更に議論を進めていただく必要があるだろうと思います。大臣は有限均衡方式に相当重点を置いておられますけれども、この点についても議論を進めていく必要があるだろうと思っております。

私どもとしては、大臣はできるだけ早く厚生労働省案なり試案のようなものを示させていただいて、更に議論を進めていただく必要があるだろうと思っておりますので、当然のこととして、この年金部会も、これまで非常に頻繁に開催していただいて、誠に恐縮なのですが、厚生労働省案なり厚生労働省試案がとりまとまった段階では、また部会にも御説明をし、部会の御意見もお聞きしながらということになってくるのではないかと思います。

諮問答申という事項ではなくなっておりますけれども、年金改正全体について御議論をいただく場の年金部会でございますので、その先を申し上げますれば、例えば、改革案なり法案がとりまとまった段階で、従来ですと諮問をさせていただいておりますが、今回は諮問はいたしませんけれども、その法案要綱についても御説明をするということは必要だろうと思っております。

実はそういう意味で、例えば特例スライド法案のような形で、これまでも出させていただいているわけですが、これは諮問は申し上げておりませんが、基本的には御説明をしていくということでやらせていただいております。

それから、確定拠出年金の法案のときも、実は当時の年金審議会の所管事項ではございませんでしたが、当時の年金審議会にやはり御説明をさせていただいて御意見を伺うという形になっておりました。

○宮島部会長

そういうことでございますが、私としては、先ほども言いましたがこの審議会の役割はこういう意見書をきちんととりまとめるまでが役割ですので、諮問答申のような形、あとモニタリングはこの部会の基本的な役割ではないと思いますけれども、しかしこれからどういう意見を踏まえて、厚生労働省なり最終的には政府がこの制度改正案を取りまとめるのか、例えば、仮に先送りということになったら、我々としては相当文句を言うなど、当然その必要は出てくると理解しております、ある意味ではうるさ型にはなる必要があると思っております。ほかに御意見ございませんでしょうか。

それでは、大変ありがとうございました。特にこの意見書の文そのものの修正という御意見ではないと理解いたしましたので、この「案」を取らせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮島部会長

ありがとうございます。それでは、「案」を取りまして社会保障審議会年金部会の年金制度の改正に対する意見として、これを確定させていただきます。ただ、ただいま何人かの意見ございましたように、

今後、残された課題というようなことも当然これはございますので、その点は十分私も銘記しております。それで、この後でございますが、今日ちょうど26回ということでございますが、通常の審議会、こういう部会の中では2時間半という、かなり長丁場でやってまいりまして、時間としては随分皆様に御迷惑をおかけした点がございますけれども、お蔭様でこういう形で何とかとりまとめることができたことについては、委員の方々に本当に御礼を申し上げる以外ございません。

それぞれ有識者として意見をお持ちでございますから、そういう考え方がここに100%反映されなかったというケースもあるとは思いますが、こういう部会の性格でございますし、また16年改正というものを控えておりますので、皆様方にはそれなりに腹膨る方もなおいらっしゃるのではないかとすることも推察はいたしますけれども、こういう形でおまとめいただきましたことにつきまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

それで、先ほど申しましたように、実は今日は議論がどういう形で最終的にまとまるか、必ずしも私は、楽観的ではございませんでした。したがって、結末はまだ決めておりませんでしたので、本来ですとこういう場合ですと、主務大臣に私の方から、この場で委員の方と一緒にお渡しするというのが多くの場合通例でございますが、日程のこともございまして、私としてはあえてそういうことはいたしません。ただ、今日の午後、できれば厚生労働大臣がいらっしゃるときに私がこの意見書を渡しておきたいと思っております。

時間等についてはまだ何とも言えないのですが、私と代理の神代先生も義務だと思って付き合っていたことにはいたしますが、先ほど申しましたように、本来はこういう場で委員の方と一緒に意見書をお渡しするというのが、私は筋だと思っております。

ただ、今のこういう状況と、もう一つ、今日のこの部会がどういう形になるか、初めから予定をしない形で臨みまして、皆様方の御都合を全く伺っておりませんが、もし時間が確定いたしましたら、お時間を取っていただける方は、できれば私と部会長代理と一緒に、意見書の考え方なり注文なりというものを直接口頭でも大臣に伝えておきたいと思っておりますので、少しお待ちいただきまして、時間の調整ができましたら、その時間を伝えていただいて、その際にできれば、万障お繰り合わせの上、お付き合いいただければ大変ありがたいと思っております。これについては後ほど御連絡させていただきます。

それでは、局長の方から、お願いいたします。

#### ○吉武年金局長

今、部会長の方からお話がありましたように、大臣がこの場に出席ができませんけれども、今日の午後、意見書をお渡しいただくときに大臣の方から直接、部会長、部会長代理、御同席いただける委員の方々には御礼を申し上げたいと思います。

昨年の1月から26回、年金部会をこの年金改革につきまして御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。特に、従来の年金審議会と違った点で申し上げますと、最初から公開で会議をやらせていただいたということです。審議会の会議を公開することは本当に基本的に時代の流れでございますけれども、実は前回改正までは非公開で開催をいたしておりました。これだけ大きな感心を国民に持っていただくテーマについて非公開というのは時代には合わないだろうというふうに、私どもの事務局も考えておりましたが、最初、少し心配をいたしましたのは公開にすることによって、委員の方々の自由な発言がなかなか難しいというようなことはあるのかというふうに思っておりましたけれども、私どもの事務局で拝見いたしました限りでは、非常に自由闊達な御議論をいただきたらうというふうに思います。

もう一つ、この間を考えると、まず新しい人口推計という、私どもにとりましても非常にショッキ

ングな推計が出てまいりましたので、それを御説明を申し上げながら、そこから御議論を始めていただきまして、年金制度全体の主に給付と負担、あるいは制度体系論とか、そういう大枠の議論を昨年秋まで御議論をしていただきまして、それから中間的に委員の方々のお名前が入った形でとりまとめをやっていただきました。その後12月に私の方から、言わば試案を出ささせていただきました、更にまた、総論的な議論と、社会経済が変わっていく中で非常に大事な女性と年金の問題でありますとか、短時間労働者の方々への適用の問題でありますとか、あるいは遺族年金でありますとか、障害年金でありますとか、こういう各論の非常に大事な分野につきましても併せて御議論をいただいたということについては、本当に御礼を申し上げたいと思います。

誠に恐縮でございますが、本来ですと、特に学識の委員の方々は、夏は御自分の蓄積のためにお使いになる時期だろうと思いますが、この7～9月という無理な日程をお願いをいたしながら御出席をいただきまして、とりまとめをしていただいたことに御礼を申し上げたいと思います。

最後に、この間、「年金対話集会」という形で、8回にわたり、ほぼ日本の各ブロックの中核的な都市で対話集会を開かせていただいたわけですが、ほぼ全員の委員の方に出席をいただきまして、私どもはどちらかといいますと事務局的な立場で、横で控えて出席をさせていただくという形でございます。こういう審議会の委員の方々と各地での御参加した方々と言わば御議論を進めていただくということも、非常に意味があったのではないかと思います。特に、報道の関係で申し上げますと、どうしても東京の報道機関の方々が中心となって、この議論が紹介されるというのは、日本の報道の基本でありますけれども、対話集会を通じまして、例えば地方紙が対話集会が終わった土曜、日曜日に相当大きな紙面を割いてその議論を紹介していただいたというようなこともございまして、このことについても御礼を申し上げたいというふうに思います。

今日、意見書をいただきまして、この意見書の中身について、私どももよく検討をさせていただきたいと思っています。

もう一つ、これまでの意見書をとりまとめていただく間の部会での御議論、これも非常に大切だろうと思っております。その御議論もよく念頭に置きながら、私どもとしては次の厚生労働省案のとりまとめに努力をしていきたいというふうに思います。本当にどうもありがとうございました。

○宮島部会長

事務局から何かありますか。

○高橋総務課長

少し早いですが、お食事の用意をしてあります。

それから、意見書の1ページの2行目に、「26」回という数字を入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。大臣の方は、一応時間帯は仮置きなのですが、2時ということになっておりますので、今、最終確認をいたしますので、また後で御報告申し上げたいと思います。では、その場でお待ちください。

○宮島部会長

ありがとうございました。